

# 平成28年山形村議会第3回定例会

## 議事日程（第1号）

平成28年9月6日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成28年9月6日

（11日間）

至 平成28年9月16日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

日程第 7 報告第 4号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 同意第 3号

日程第 9 諮問第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第10 認定第1号

日程第11 認定第2号

日程第12 認定第3号

日程第13 認定第4号

日程第14 認定第5号

認定第15 認定第6号

日程第16 認定第7号

日程第17 議案第47号

日程第18 議案第48号

日程第19 議案第49号

日程第 20 議案の委員会付託

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 根橋範男 君	代 表 監 査 員 笹野初雄 君
会 計 管 理 者 小林好子 君	総 務 課 長 住吉 誠 君
税 務 課 長 篠原雅彦 君	住 民 課 長 塩原美智代 君
保 健 福 祉 課 長 堤 岳志 君	子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君
保 育 園 長 宮澤寛徳 君	産 業 振 興 課 長 赤羽孝之 君
建 設 水 道 課 長 旗町通憲 君	教 育 次 長 上條憲治 君
総 務 課 長 宮越卓也 君	財 政 係 長

---

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君

書記 神通川直美 君

---

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成28年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等を行うことは禁止されております。

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、2番・上条浩堂議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月31日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月16日までの11日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間と決定しました。

---

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議員の皆様、おはようございます。本日、平成28年第3回山形村議会定例会が開催されるにあたり、招集のごあいさつを申し上げます。議員の皆様には、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、28年度のスタートとともに熊本地震が発生し、半年が過ぎました。先週も震度5弱の地震がありました。熊本地震は終息したのではなく継続中とのこと。また、迷走台風10号の東北・北海道の浸水被害も大変な様子であります。被害に遭われました皆様には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興を願っています。

一方、山形村の雨氷災害による林道の倒木処理などの復旧工事につきましては、先々月7月1日に林道開通で対応をしていますが、山林内は県と国との協議の継続中であり、この9月15日に県の林務課より対策案の説明会がありますが、災害復旧だけでなく、間伐整備も含めた息の長い山林整備の事業になりそうであります。

全国山の日が8月11日に岳都松本市上高地にて世界に向かって発信をした式典が行われました。山に親しむ式典には、皇太子ご夫妻と愛子様のご臨席を賜り、第1回の全国山の日が厳かに行われました。実行委員長の松本市菅谷市長は、「子どもたちに美しく豊かな山を託すため、みんなで山を考える日としたい」と述べました。山形村の山林は、子どもたちに残す地域の山としては、決して誇れる状態になっていません。保安林・民有林と、それぞれ対応は違いますが、少しでも早く復旧し、子どもたちに託す山にできるように取り組んでいきたいと思っています。

さて、安心・安全の村づくり、防災・減災・災害対策としては、行政としまして、従来より山形村の防災体制を強化する方針で進めてまいりました。懸案でありました防災行政無線の導入は、議員の皆様とのご協議により屋外スピーカー方式で進んでい

ます。基地局が予定どおり完成しますので、アンテナの建設とともに機能確認をしてまいりたいと思っています。また、村内における災害時の安否確認を先日、9月4日の地震総合防災訓練で実施いたしました。今回初めて連絡班の未加入世帯の伝達確認訓練を入れ、防災に対する行政の重要性と、未加入世帯へ村民の一員としての再認識をお願いをし、理解を求める方法を取り入れました。今までにない取り組みに成果を期待しています。議員の皆様におかれましても、各区自主防災会でのご協力を感謝申し上げます。

さて、今定例会では、報告1件、同意1件、諮問1件、認定7件、議案3件のご審議をいただくこととなっておりますが、よろしくご審議をお願いするとともに、平成28年下期も、山形村の行政に車の両輪のごとく、ご協力・ご支援を賜りますことをお願い申し上げます。

最後に議員の皆様におかれましては、季節の変わり目であります。今まで酷暑・猛暑であっただけに、気温差が予想されます。体調管理には十分ご留意され、ご審議にご精励されますことをお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしく願います。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。神通川書記。

（事務局書記朗読）

---

#### ◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 行政報告。工事の発注状況についてであります。お手元に配付されております資料の「工事の発注状況」をご覧ください、ご報告にかえさせていただきます。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、28請願第2号、3号と、28陳情第3号の3件であります。

書記をして件名の朗読を行います。神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。

28請願第2号及び3号について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは初めに「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」ということで、請願理由を説明します。

平成23年、国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、小学校2年生以降、順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、進んでいません。

一方、長野県では、平成25年度には35人学級を中学3年まで拡大され、小中学校全学年で35人学級となりました。この山形村でも、県と同時に、いち早く、順次、村費を使って35人規模学級にしてきました。また、長野県では、少子化が進む中で県や市町村が独自に教員を配置するなどして、複式学級も開始をしていますが、財政的負担は大きなものとなっています。

このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いるのではなく、国の責任において長期に少人数学級を実現する必要があります。また、児童・生徒数の少ない市町村も幾つかありますが、複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが望みます。

要望としましては、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義

務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。2つ目に、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、十分な審議をいただき、採択されますよう、よろしくお願いします。

次に、「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書」ということで、これは県に向けてのものです。

現在、子どもの貧困が社会的な問題となっていますが、子どもを抱えている若い世帯や母子家庭、障がい者やその家庭では、大変な経済的な困難を抱えながら生活しています。

福祉医療費の無料化の対策は、各市町村によって異なりますが、長野県では窓口で医療費を支払った後、2～3カ月後に1レセプト当たり500円の受益者負担金が差し引かれた残りを指定口座に振り込まれるという、自動給付方式になっています。経済的にも困難を抱えた世帯が医療費の心配をしながら受診を控えるケースもあります。

全国的に見ましても、2015年4月現在で、子どもの医療費は38都府県、障がい医療費では29都道府県で窓口無料化が実施されています。医療費の心配なく受診できる制度が定着しています。しかし、長野県ではなかなか実施されていないということで、ぜひ村としまして、意見書を上げていただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、十分な審議をいただき、ぜひ意見を県の方へ上げていただきたいと思います。

- 議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願2件、陳情1件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

---

◎報告第4号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第4号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。百瀬村長より報告を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

- 村長（百瀬 久君） 報告第4号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資



金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。実質公債費率は前年度に比べ、0.7ポイント低下して、2.9%となり、早期安全化基準に該当しませんでした。また、将来負担比率は前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。資金不足比率は水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道の3公営企業会計とも、資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準に該当しませんでした。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ここで、代表監査委員より、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） それではご報告をさせていただきます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして審査に付された「平成27年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類」に基づいて審査をいたしましたので、審査意見書につきましてご報告申し上げます。

初めに、「平成27年度山形村健全化判断比率審査」でございます。

審査の概要ですが、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した

書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにございません。実質公債費率は2.9%となっております。

個別意見としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、該当比率がございません。実質公債費率につきましては、2.9%であります早期健全化基準の25%の範囲内にあると認められました。

また、将来負担比率は数値なしであります。

このことから、是正・改善を要する事項は特に指摘する事項はございません。

次に、「平成27年度山形村資金不足比率審査」でございます。

審査の概要ですが、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正・改善を要する事項は、特に指摘する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第4号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号は終了いたします。

---

### ◎同意第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 同意第3号「教育委員会委員の任命について」の提案説明を申し上げます。

山形村教育委員会は、教育長と4人の委員をもって組織されています。委員に任命されている森井陽子氏が本年9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き、委員として森井陽子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏におかれましては、平成20年10月1日から2期、教育委員会委員として教育行政に携わり、保護者の立場から積極的に地域の教育振興に取り組んできています。つきましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有しておられ、保護者でもあります同氏が適任者であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意くださりますようお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。

---

◎諮問第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

法務大臣から、人権擁護委員として委嘱されている河西廣志氏について、本年12月31日に任期が満了しますので、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、人権擁護委員の候補者として、引き続き、河西廣志氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏におかれましては、平成22年10月1日から2期、人権擁護委員として活動され、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、適任であると考えますので、よろしくご審議の上、ご意見をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました同意第3号、諮問第1号の議案審査について、お諮りします。議会運営委員会において、同意第3号、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題としました同意第3号、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時30分）

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時38分）

---

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました日程第8、同意第3号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決します。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第3号「教育委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第9、諮問第1号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり答申することに決定しました。

---

◎認定1号から認定7号

○議長(平沢恒雄君) 日程第10、認定第1号から、日程第16、認定第7号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま、一括議題としました認定第1号から認定第7号までの議案について、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 認定1号から認定第7号までの平成28年度の決算7件について、提案説明を申し上げます。

山形村の平成27年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の合計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算の金額は実質収支に関する調書及び地方公営企業決算の状況に沿って、千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号「平成27年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

一般会計の決算は、歳入総額が38億1,534万1,000円、歳出総額が36億1,412万5,000円となり、歳入歳出差引額は2億121万6,000円となりました。この差額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億6,468万8,000円の黒字となりました。

次に、認定第2号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額が12億7,238万8,000円、歳出総額が12億3,662万5,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は3,576万3,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額が6,439万2,000円、歳出総額が6,426万8,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は12万4,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号「平成27年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

介護保険特別会計の決算は、歳入総額が6億8,652万7,000円、歳出総額が6億7,732万円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、920万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

清水高原簡易水道特別会計の決算は、歳入総額が1,713万5,000円、歳出総額が1,539万1,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、174万4,000円の黒字となりました。

次に、認定第6号「平成27年度山形村水道会計決算認定について」であります。地方公営企業法を適用する水道事業会計の収益は、税抜きで申し上げます。

収益的収支の総収益が1億9,808万8,000円、総費用が1億6,398万5,000円となり、純利益は3,410万3,000円となりました。これに前年度繰越利益剰余金の1,655万1,000円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,065万4,000円となりました。

次に、資本的収支は、税込みで申し上げます。

資本的収支の資本的収入が59万7,000円、資本的支出が6,921万4,000円となり、差引不足額は6,861万7,000円となりました。この不足額は、過年度分損益勘定留保

資金 6,845 万 7,000 円と消費税資本的収支調整額 16 万円で補填いたしました。

次に、認定第 7 号「平成 27 年度山形村下水道事業会計決算認定について」であります。

下水道事業会計は、平成 27 年度より地方公営企業法の一部適用とし、最初の決算となりました。

収益は税抜きで申し上げます。

収益的収支の総収益が 4 億 3,210 万 9,000 円、総費用が 4 億 1,924 万 4,000 円、純利益は 1,286 万 5,000 円となりました。

公営企業会計の初年度のため、前年度繰越利益剰余金はなく、当年度未処分利益剰余金は 1,286 万 5,000 円となりました。

次に、資本的収支は税込みで申し上げます。

資本的収支の資本的収入が 1 億 2,326 万 8,000 円、資本的支出が 2 億 6,360 万 1,000 円となり、差引不足額が 1 億 4,033 万 3,000 円となりました。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,747 万 6,000 円と消費税資本的収支調整額 285 万 7,000 円で補填いたしました。

以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの平成 27 年度の決算 7 件について、その概要を申し上げます。

なお、詳細については、平成 27 年度の決算を調製しました会計管理者から説明をすることとします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、小林会計管理者より、認定第 1 号から認定第 7 号までの議案について、決算書の説明を求めます。

小林会計管理者。

（会計管理者 小林好子君 登壇）

○会計管理者（小林好子君） それでは、平成 27 年度の決算報告を申し上げます。

初めに、一般会計から申し上げます。この中には、繰越明許費を含んでのご報告とさせていただきます。

予算は、平成 26 年度と比較して、歳入歳出ともに、2 億 1,783 万円増の 37 億 7,480 万 8,000 円でした。以下、前年度、平成 26 年度と比較しながら、千円単位でご報告いたします。

それでは、歳入の関係から申し上げます。

収入済額は平成26年度と比較し、3億2,441万4,000円増の38億1,534万1,000円でした。

収入の主なものを構成比で申し上げますと、地方交付税35.9%、地方税25.6%、国庫支出金8%、地方債6.1%となっています。

金額の大きいところでは、村税が9億7,615万5,000円と、358万6,000円の増となっております。まず村民税ですが、764万9,000円の増となり、他の固定資産税等の減額となった分を補っております。これは、村民税所得割の増加によるところであり、村民の皆様のご所得増加が反映されたものと思われまふ。固定資産税の減額については、評価替等があったためでございます。

また地方消費税交付金は、6,350万2,000円増の1億5,680万円、地方交付税で4,474万5,000円増の13億6,834万6,000円となっております。

国庫支出金は地方コミュニティ再生事業や個人番号制度に係る補助金、また臨時福祉給付金、ふれあい児童館改修等に係る子ども子育て支援整備交付金など、事業に対する補助金が4,970万9,000円増加し、3億664万6,000円となっております。

繰入金では、基金繰入金で児童福祉施設建設改築基金の廃止に伴い、3,222万3,000円、福祉医療費資金貸付基金の廃止に伴う51万2,000円などを繰り入れ、3,255万3,000円増となり、8,444万8,000円となっております。

諸収入では、プレミアム商品券の販売収入金額が7,500万円あり、また企画収入金として地域コミュニティ助成事業分で250万円など大きく収入を伸ばし、1億5,058万4,000円となりました。

地方債は、防災行政無線整備事業に伴う各設計に係る事業債として730万円、公共事業債で7,340万円。これは国営かんがい排水事業中信平二期、地区負担金繰上償還金に係る借り入れでございます。

辺地対策事業債500万円は、林道堂ヶ入線整備事業のために借り入れをいたしました。

そのほか、臨時財政対策債1億4,811万1,000円などで、合計2億3,381万1,000円となり、26年度と比較して、7,993万4,000円の増となっております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出ですが、支出総額は36億1,412万5,000円で前年度と比較し、2億6,301万4,000円の増となりました。

主な構成比は、民生費が28.8%、総務費が21.4%、土木費10.1%、公債費8.7%、教育費8.5%、衛生費7.8%、農林水産業費6.3%となっております。



ります。

初めに議会費ですが、前年度に比べ、129万円ほど減となっておりますが、これは平成26年度に施工した議場の録音システム改修工事583万2,000円の減とその他人件費等の増の差によるものでございます。

総務費では、支出総額7億7,293万円となりまして、2億3,000万3,000円の増でございます。これは、固定資産台帳整備事業委託料で856万5,000円、清水高原施設管理委託料1,695万6,000円、総合戦略策定委託料が繰越明許分を含め648万円、西部地域コミュニティバス運行補助金で737万2,000円、また、庁内LAN設定変更業務委託料1,725万2,000円、それに係る備品の購入に1,525万6,000円などが増加の一因となっております。また防災行政無線設計管理委託料に730万円、プレミアム商品券発行业に9,143万4,000円が支出されております。

民生費は、10億3,990万5,000円で、前年度との比較では2,808万6,000円の減となっております。

平成27年度においては、ふれあい児童館の児童クラブ施設整備工事費に5,576万円を費やしたわけですが、先般の支出の減となった原因としては、人事異動による人件費の減と介護保険特別会計の繰出金550万7,000円の減、また臨時福祉給付金799万7,000円の減などが要因と考えられます。また福祉関係の扶助費などの経費は、年々増加の傾向にある中で、保健福祉センター、子育て支援センター、保育園、ふれあい児童館など、関係施設における職員の光熱水費等の経費節減に向けた努力によって、費用の減額につながったものと考察いたします。

衛生費においては、1,303万2,000円減の2億8,010万3,000円でした。予防接種委託料が239万4,000円増、国民健康保険特別会計への繰出金946万2,000円の増、環境基本計画策定委託料199万8,000円など、増加の要因が見られる中で、後期高齢者医療広域連合負担金が648万円ほど減、塵芥処理費などの松塩地区広域施設組合への負担金が846万8,000円減、また人事異動による人件費の減など、様々な要因が考えられます。

労働費につきましては、支出総額143万1,000円で、前年度との増減はございませんでした。

農林水産業費は6,592万1,000円増の2億2,811万1,000円でした。

農業振興費における平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業3,241万9,000円が終了し、6次産業化ネットワーク活動交付金2,882万4,000円が、27年度新たに予算執行されました。また農地の国営二期土地改良事業における負担金8,161万1,000

円、県営畑地総合整備事業補助金133万9,000円や多面的機能支払交付金事業596万2,000円、農業用排水施設整備補助金240万8,000円も増加の要因となっております。

続いて商工費ですが、前年度比2,539万5,000円減の5,477万5,000円でした。主な要因としては、平成26年度の清水高原観光施設整備工事、またこの施設の備品購入もございましたが、計2,578万6,000円のこの事業が終了したことによる減となっております。

次に土木費です。2,530万9,000円減の3億6,358万3,000円でした。平成26年度に購入した車両設置用除雪機212万1,000円分の減、また、除雪委託料も508万2,000円の減となり、また、道路新設改良、舗装新設工事の土地購入費264万1,000円も27年度にはございませんでした。河川改良費も前年度と比べ、1,031万円ほど減額となっております。大きな河川改修事業の件数が少なかったためとみられます。

続いて消防費です。183万8,000円増の1億2,487万円でした。主には、松本広域連合の負担金が250万1,000円増の9,812万9,000円となっております。

教育費は3億826万円で、前年比3,012万6,000円の増となりました。大きなものとしては、地域コミュニティ再生事業として、小学校図書館の改修工事を行い、この設計管理委託料、工事を含め、3,008万円。小学校の副読本作成委託料として130万円を支出しております。

中学校費においては、維持経営費負担金が3,683万9,000円で、1,789万3,000円増となりました。

社会教育費は632万2,000円減の5,860万8,000円でした。

平成27年度は館報縮刷版の印刷に356万4,000円を支出しており、増となっております。またミラ・フード館は大きな工事が終わったため、576万円ほど減となっております。

しかしながら、図書購入費のように、地域コミュニティ再生事業の方に転換した事業もあるため、増減については各項目について対比できない部分もございます。

次に、災害復旧費です。これは1月に発生した雨氷被害による災害に対するもので、平成26年度にはこの項目はございません。

総額としては4,752万8,000円を支出しております。

内容は、公共・公用施設災害復旧費としてスカイランドきよみずのボイラー交換に対し、3,639万6,000円を、林道本沢線支障木処理やラジコンヘリによる被害調査を行うため、311万8,000円、また、村道の支障木除去及び搬出工事に対し、801万4,000円

を支出しております。

続いて公債費ですが、前年度比1,950万6,000円減の3億1,610万2,000円です。

平成17年度借り入れの臨時財政特例債の元金6,100万円を繰り上げ償還したほか、長期債の元金及び利子の償還を行いました。

諸支出金は2億4,613万円で、前年度と比較して3,152万円の増となっております。

内訳は、財政調整基金に5,476万2,000円、減債基金に11万9,000円、ふるさと応援基金に144万3,000円、下水道推進基金に3万3,000円、公共施設整備基金に1億8,973万1,000円、土地開発基金4万円となっております。

以上、歳入歳出残高は、2億121万6,000円ですが、翌年度に繰り越すべく、財源を差し引いた実質収支額は1億6,468万8,000円となりました。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

予算は歳入歳出ともに12億6,784万7,000円で、前年度比1億2,500万5,000円の増となっております。

歳入であります。歳入総額12億7,238万8,000円で、前年度比1億6,948万4,000円の増となりました。

国民健康保険税においては、医療給付費分について27年度に税率改正を行い、所得割を7.1%から7%に、資産割を35%から20%に、均等割りを2万2,000円から2万円に引き下げました。保険税収入は一般と退職合わせて、2億7,530万円で、前年度比2,219万円の減となり、一般分の現年度分収納率は93.7%で、前年対比1.2%の減となっております。

国庫支出金においては、収入済額2億2,555万5,000円で、前年度比4,163万円の増となっており、これは医療費の支払状況に従って増額されたものです。

県支出金においても国庫金と同様、8,171万4,000円で、3,496万円の増となっております。

退職者にかかる療養給付費交付金は2,516万7,000円で、1,679万4,000円の減でした。また、前期高齢者交付金は、2億4,859万4,000円で、5,498万9,000円の減となりました。

共同事業交付金のうち、保険財政共同安定化事業交付金の対象範囲が従来は30万円から80万円でしたが、全レセプトを対象とすることになり、収入額2億1,987万9,000円で、1億3,377万5,000円の増となり、科目全体でも1億4,530万7,000円増の2億

4,557万9,000円となっております。

繰入についても一般会計より946万2,000円増額して、3,812万9,000円を繰り入れ、支払準備基金4,000万円を取り崩し、総額7,812万9,000円となっております。繰越金は8,796万8,000円で、1,034万2,000円の減となっております。

歳出であります。歳出総額12億3,662万5,000円で、前年度比2億2,169万円の増となりました。

初めに保険給付費ですが、7億1,218万6,000円で、前年度比8,138万9,000円の増となりました。これは全支出のうち57%を占めております。この中でも、一般分が6,912万6,000円の増となっております。一般退職分は999万円減少いたしました。

高額療養費は2,193万6,000円増の8,769万6,000円となりました。これについては、やはり一般分の療養費2,265万円の増が影響しているものと思われま

す。後期高齢者支援金は全体の10%を占めておりますが、前年度比803万4,000円減の1億3,317万3,000円でした。

介護納付金は5,199万5,000円で、858万円の減でした。

共同事業拠出金は全体の11.87%を占めており、歳入と同様、保険財政共同安定化拠出金の対象が全レセプトになったことにより、2億7,571万7,000円で、1億6,782万7,000円増となりました。

基金積立金においては、支払準備基金積立金に3,700万円を積み立てました。

歳入歳出差引残高は3,576万3,000円となり、実質収支額も同額となりました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続いて、後期高齢者医療保険特別会計でございますが、予算は歳入歳出ともに46万7,000円増の6,434万7,000円ございました。

初めに歳入ですが、歳入総額は6,439万2,000円となっております。

保険料収入は、特徴・普徴合わせて93万1,000円増の4,820万円でした。保険料率は昨年度と同様でしたが、被保険者が22名増となっております。特徴分は収納率100%でしたが、普通徴収分がやや下がるため全体では99.8%で前年対比0.2%増となりました。

保険基盤安定分の一般会計からの繰入金は10万3,000円増の1,605万円となりました。

次に歳出ですが、総額6,426万8,000円を支出いたしました。

広域連合納付金が主となっております。6,424万3,000円で、96万円の増でした。歳入歳出差引残高は12万4,000円となり、実質収支額も同額となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続いて、介護保険特別会計についてのご説明を申し上げます。

予算は歳入歳出ともに6億8,301万1,000円で、前年度比618万7,000円の減となっております。

初めに歳入ですが、歳入総額6億8,652万7,000円で、749万4,000円の減でした。平成27年4月から第6期介護保険計画がスタートし、保険料については8段階から9段階に細分化され、ほぼ計画値どおり推移いたしました。

保険料は、収入済額1億6,014万3,000円で、2,883万4,000円の増となっております。

国庫支出金は61万円増の1億4,395万7,000円でした。

現年度国庫負担金は403万8,000円増となりましたが、現年度分調整交付金では、194万円の減となっております。

支払基金交付金についても、1,418万円減の1億7,691万8,000円でした。

繰入金についても9,398万3,000円と2,272万3,000円減で、一般会計繰入金の中で介護給付費繰入金及びその他一般会計繰入金の減、また、27年度には基金からの繰り入れもなかったことから減となった要因となっております。

繰越金については188万円増の1,522万8,000円でした。

続いて歳出ですが、総額6億7,732万円となりました。

総務費は230万8,000円減の992万2,000円でした。

また、保険給付費は316万5,000円の減で、6億3,194万9,000円でした。これは介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費で、減額となっていることも要因と考えられます。

積立金は94万6,000円増の762万2,000円でした。

地域支援事業費は50万円減の2,205万4,000円、諸支出金は253万6,000円増の407万5,000円でした。

歳入歳出差引残高は920万7,000円となり、実質収支額も同額の920万7,000円となりました。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

続いて清水高原簡易水道特別会計でございます。

予算は前年度比20万9,000円増の1,600万9,000円でした。

歳入は総額1,713万5,000円で、前年度比102万1,000円増となりました。

使用料は90万4,000円増の745万1,000円でした。徴収率98.6%となっております。

一般会計からの繰入金は13万円減の823万5,000円、繰越金は26万2,000円増の143万5,000円でした。

歳出は総額1,539万1,000円で、71万2,000円増でした。

歳出については、固定資産台帳整備委託業務に265万6,000円を支出するなどのほかは、災害復旧費で雨氷被害による施設のフェンス修繕11万3,000円を行った程度でございました。

歳入歳出差引残高は174万4,000円となり、実質収支額も同額となっております。

以上で清水高原簡易水道特別会計の説明を終わります。

次に公営企業会計についてであります。

企業会計においては、建設水道課で所管しておりますが、収入支出において、会計で取り扱いをしているため、私の方から概略についてご説明させていただきます。

初めに、水道事業会計です。

水道事業会計の3条予算の収益的収支の収入では、事業収益は1億9,808万8,000円で、前年度と比べ209万7,000円増額となっております。このうちの営業収益は前年度と比べ239万2,000円増額の1億8,575万7,000円で、営業外収益は1,233万2,000円と前年度に比べ29万4,000円の減となっております。

水道料は現年度、過年度合わせまして、税込1億9,781万円で、徴収率は96.6%で前年度と比較し1.2%増となっております。

水道事業費用は前年度比262万4,000円減の1億6,398万5,000円でした。減価償却費の減、また企業債利息の償還額の減が要因となっております。

次に、資本的収支についてですが、資本的総収入額が消費税を含んだ額で59万7,000円。これは消火栓取付収入で、小坂と上竹田の1基ずつを修理移設工事したものでございます。

資本的総支出額は消費税込みで6,921万4,000円となり、前年対比141万9,000円の増額です。これは建設改良費で工事が皆減であったこと、車両購入費の差引が理由となっていると思われまます。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

次に下水道事業会計でございます。

下水道事業会計は27年度から地方公営企業法を一部適用とし、初めての決算となりました。

収益的収支の収入では、税抜4億3,210万9,000円。このうち営業収益は1億4,754

万5,000円となりました。営業外収益は他会計補助金1億6,673万2,000円、長期前受金戻入の1億1,766万2,000円などで、2億8,456万4,000円となっております。

下水道使用料は税込1億6,054万1,000円で、徴収率約97.3%として、前年度約1%アップしております。

支出の下水道事業費用は同じく税抜きで総額4億1,924万4,000円となり、管渠費、処理場費、総係費、減価償却費などが含まれております。

資本的収入では、消費税込み1億2,326万8,000円で、他会計出資金2,000万8,000円、他会計補助金6,326万円、国庫補助金2,070万円、分担金630万円、基金取崩収入1,300万円となっております。

資本的支出については、総額2億6,360万1,000円で、建設改良費として3,857万円、下水道長寿命化計画に基づいた山形浄化センターの汚泥脱水施設の機械設備更新工事を行いました。

また、企業債償還金で2億2,503万1,000円を支出しております。

企業会計初年度のため、前年度繰越利益剰余金はなく、当年度繰越剰余金は税抜き1,286万5,000円となりました。

以上で下水道事業会計の説明を終わります。

これで会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（住吉 誠君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠町通憲 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠町通憲 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠町通憲 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、担当課長の説明は終わらせていただきます。

ここで代表監査委員より平成27年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） それでは、平成27年度山形村一般会計及び特別会計決算並びに公営事業会計決算の審査結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました。

平成27年度山形村一般会計及び4特別会計決算並びに水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、平成28年7月20日から7月29日まで、決算書並びに関係諸帳簿、証書等の審査をいたしましたので、決算審査報告書についてご説明申し上げます。なお、決算額等の数値につきましては、千円単位でご報告させていただきます。

まず、1としまして、審査の対象であります、報告書のとおり、ご覧をいただきたいと思えます。

次に、2、審査の方法でございますが、各会計決算書及び決算説明書に基づきまして審査するとともに、関係職員から説明を聴取し、また、現場において予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効果的に行われたかを審査をいたしました。

続きまして、3、審査の結果でございます。

審査に付された山形村一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成されて、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算の執行状況でも適正であることを認めました。

運用基金は福祉医療費基金貸付金が廃止され、土地開発基金の年度末現在高は7,857万6,000円でありました。

続きまして、4、決算の概要であります、各会計の決算計数はご覧のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思えます。



5、審査意見でございます。総括といたしまして、一般会計の歳入歳出差引額は2億121万6,000円で、実質収支額は1億6,461万8,000円であり、実質収支比率は6.3%でありました。単年度の財政力指数は0.41、前年度より0.02ポイント上回りました。経常収支比率は76.5%で、前年度を3.4%下回っております。また、人件費につきましては、22%でありました。公債費負担比率は10.9%と前年に比べ1.0%下回っております。

まず、一般会計から申し上げますと、村税収納状況であります。村税全体で前年度と比較しますと、218万4,000円増額となっております。法人税、村民税は税率の変更によりまして、745万1,000円の減額。固定資産税につきましては、評価替の初年度によりまして、501万9,000円の減額となっております。個人村民税は1,462万円、それから軽自動車税が64万円、それぞれ増額となっております。

滞納繰越を含む収入未済額は、3,711万9,000円となっており、前年度より55万8,000円の増額となっております。徴収率につきましては前年度と比較しますと0.1ポイント上回っております。税の公平の負担面からも、さらに収入未済額の縮減と徴収率の向上に努めていただきたいと思いますと思っております。

基金につきましては、当年度は児童福祉施設建設改築基金及び福祉医療資金貸付基金が廃止され、年度末における各基金の合計額は21億3,989万6,000円であります。

財政調整基金に5,476万2,000円、また、特定目的基金の庁舎等の建設基金に1億8,973万1,000円が積み立てられており、それぞれに対し備えがされています。

次に、国民健康保険特別会計です。実質収支は3,576万3,000円でありました。他会計繰入金7,813万円と前年度繰越金8,796万8,000円あったため、本年度も単年度収支はマイナスとなっております。年度末の国民健康保険支払準備基金の額は、1億1,076万7,000円あります。不納欠損額は、191万1,000円で、前年度より251万9,000円減少しております。滞納額は前年度より125万4,000円の減額しております。収納率につきましては、前年度と比較すると0.2ポイント下がりました。計数等はこちらのとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計です。特別徴収の現年度分には滞納はございません。収納率は前年度と比較すると0.2ポイント上がっております。普通徴収の現年度分は、滞納額は昨年度と比較して5万2,000円減少しております。計数につきましては、ご覧のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計です。前年度と比較しまして、収入未済額は38万8,000円増

額。徴収率につきましては0.4ポイント上昇しております。計数等につきましては、ご覧のとおりであります。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。特に問題なく運営されており、計数についてはご覧のとおりであります。

運用基金の状況を申し上げますと、土地開発基金は7,857万6,000円でありました。福祉医療費資金貸付金は当年度で解消されておりました。

水道事業会計を申し上げますと、今年度も順調な運営がされております。有収率84.9%で、前年度に比較しますと3.0ポイント上がっております。当年度純利益は3,418万3,000円で、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金が5,065万4,000円となっております。計数等についてはご覧のとおりであります。

次に、下水道事業会計です。公営企業会計への移行した初年度であり、スムーズに移行されておりました。平均処理量は9 m<sup>3</sup>増え、有収率は96.8%でありました。計数等についてはご覧をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成27年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、地方自治法及び地方企業法、関係法令に基づきまして、審査結果の報告と意見を申し上げ、報告を終わりといたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条であります。監査委員さんの報告の中に、収入未決額は3,711万9,000円となり前年度より55万8,000円増額、徴収率は前年度に比較すると0.1ポイント上回った、納税相談を実施するなど努力が認められるとある。そこでお聞きしたいのですけれども、この納税相談、詳細な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、篠原税務課長。

○税務課長（篠原雅彦君） ただいまの納税相談ということなのですけれども、未納の方、たくさんいらっしゃいます。こちらから再三、督促等を申し上げても、見えないケースが結構あります。

そういった場合に、こちらの方に来ていただいて、それからの納付予定等をしっか

り決めさせていただいたりとか、今は納税誓約書というのをできるだけ徴取するようになっているのですけれども、そういうものを記載をさせていただいたりとか、そういう内容で相談について実施しております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 納税相談の実施状況はわかりましたが、実際に庁舎の方へ呼びつけるというか、呼ぶだけで、職員が住民のところへ出向くという、そういうのがあったのかなかったのか、そのことを1つと、公益税収機構に平成27年度に回した総額並びに実質村に入った額、わかっていたらそれを報告願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 篠原税務課長。

○税務課長（篠原雅彦君） すみません、機構の関係の資料を今持ち合わせていないものですから、後日ということをお願いしたいと思います。

こちらに来ていただくケース、こちらの職員から各世帯に出向くケースがございます。なかなか昼間なんか当然いらっしゃらない話なものですから、不在通知ということで、各戸に置いてきたりしています。来てもらうということではなくて、できるだけこちらの方から出向いて折衝の機会を持つということで、今は積極的に行っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 公益税収のことを聞いたのは、やはり実質、村のためにならない。なぜかという、委託料があまりにも高額なために。それは、数字はよくなりますよ、この不納欠損額の数字も確かに減る。

しかし、実質の歳入改善に全然なっていないもので、それに至る、特に税務課の納税相談、これが大変に重要だと思うので、ぜひ公益税収に回すのも結構ですけれども、その前に滞納者とよくコンタクトをとって、そこにもう少し、同じ家族みたいな扱いで相談に乗ってやる。これが実質的に、村の歳入が増える手段ではないかと、自分は特にそう思うので、これは要望で申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第47号

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、議案第47号「平成27年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第47号「平成27年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。平成27年度水道事業会計の決算により生じた利益剰余金について、地方公益企業法第32条第2項の規定により、その処分についての決議を求めるものであります。

内容は、未処分利益剰余金が5,065万4,093円となっておりますが、そのうち100万円を減債積立金に、2,500万円を建設改良積立金に、それぞれ積立処分し、残りの2,465万4,093円は翌年度へ繰り越すものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで詳細説明があれば、それを許します。

○建設水道課長（簗町通憲 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第47号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第48号から第49号

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案第48号から日程第19、議案第49号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

書記をして件名の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第48号から議案第49号までの議案について、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第48号と議案第49号の平成28年度の補正予算2件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第48号「平成28年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするものです。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出から1億2,829万9,000円を減額し、補正後の予算規模は36億3,555万1,000円となっています。

歳入予算では、地方消費税交付金に2,000万円の追加、地方交付税に5,607万7,000円の追加、国庫支出金に1,581万円の追加、繰越金に6,970万2,000円の追加をいたしました。

また、村債からは、2億9,333万7,000円を減額いたしました。

歳出予算では、地方財政法の規定に基づいて、平成27年度決算の剰余金のうち、2分の1の金額の積み立てを、財政調整基金に8,234万4,000円の予算計上をいたしました。

そのほか、総務費から2億4,082万円の減額、民生費に2,613万8,000円の追加などをそれぞれ計上いたしました。

第2条の地方債の補正は、限度額を減額して、防災行政無線整備事業を2億570万円に、臨時財政対策債を1億1,756万3,000円にそれぞれ変更するものです。

次に、議案第49号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出に1,136万2,000円を追加し、総額を7億216万1,000円とするものです。

歳入予算では前年度補助事業費確定に伴う支払基金交付金、県支出一般会計繰入金及び繰越金をそれぞれ計上しました。

歳出予算では、介護保険支払準備基金積立金、国庫支出金等過年度返還金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上、議案第48号と議案第49号の平成28年度の補正予算2件について、提案説明を申し上げます。詳細については補正予算及び補正予算に関する説明書のお

りであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第48号についての詳細説明はありますか

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） では、議案第48号の一般会計補正の第3号についてご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、非常に申しわけないのですが、今回の補正予算第3号の1ページ目をご覧いただきたいと思います。議案第48号ということでありまして、第1条、第2条とあるのですが、第2条の上に括弧書きで「(地方債の補正)」というのが載っておりません。これにつきまして、非常に、この場でお詫びしてまた差し替え分ということで修正でこの1枚のものについて差し替えということにさせていただきたいと思います。第2条の上に括弧書きで「(地方債の補正)」というのが本来入るべきところでしたけれども、落ちておりましたので、非常に申しわけなく思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

一般会計の補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算の補正と地方債の補正ということになっております。

2ページの関係ですが、歳入歳出予算補正ということでありまして、金額の大きいもののみで申し上げたいと思います。

まず、款6の地方消費税交付金ですが、今回の補正で2,000万円追加して、総額で1億3,000万円という補正額でございます。

この地方消費税交付金につきましては、先ほどの平成27年度の決算で1億5,600円ほど入ってくるというようなことで、今回、6月の補正でも2,000万円の追加。それから今回、9月の補正でも2,000万円の追加ということで、合計1億3,000万円というようなことでさせていただいています。

それから、款9地方交付税でございますけれども、合計で5,607万7,000円の追加ということでありまして、普通交付税で4,185万9,000円、それから特別交付税で1,421万8,000円ということでありまして、普通交付税、今回の補正額で28年度の国からの交付額がすべて今回の補正で出すというようなことで、普通交付税の総額で12億2,150万9,000円というような金額になります。

それから、款13の国庫支出金ですけれども、今回、1,581万円の追加ということでありまして、この主なものは国庫補助金でありまして、国の臨時福祉給付金で1,116万円というのが大きな歳入になってきております。

それから18の繰越金ですけれども、今回の補正で追加して、総額で1億6,468万7,000円になるわけですけれども、これで27年度の繰越金全額を今回の補正で見たというような結果になっております。

それから、款20の村債の関係ですけれども、減額の2億9,333万7,000円ということでありまして、これは防災行政無線関係の事業の地方債の減額が主になっておりまして、これについては第2表の地方債のところでもたご説明申し上げたいと思います。

それから、1ページめくってもらいまして、3ページ、4ページの方に歳出が載っております。

まず、款2の総務費の関係で、項1の総務管理費の関係ですけれども、補正額で減額の2億4,288万円ということになっております。大きなものですが、防災行政無線関係の防災諸費で減額の2億6,400万円というのが大きな減額の要素になっております。

それから、3の民生費の関係ですけれども、項1の社会福祉の関係で、2,516万1,000円の追加ということでありまして、これは歳入のところでもありましたけれども、国の臨時福祉給付金の関係で1,323万6,000円を計上したのが大きな要因となっております。

それから4ページが一番下ですけれども、13の諸支出金の関係ですけれども、基金費に8,234万4,000円の追加ということで、これは前年度の剰余金の2分の1を積み立てるということで、今回、積み立ての金額で補正額の方に載せてあります。

それから、1ページめくってもらいまして、5ページの関係ですけれども、地方債補正の関係です。

今回は2つの起債がございまして、ともに減額ということになっております。

まず上ですけれども、防災行政無線整備事業ということで、当初、4億9,060万円ということでしたけれども、補正後に2億570万円ということで、減額の2億8,490万円の減額をさせていただいたということでもあります。

それから次の臨時財政対策債ですけれども、当初、1億2,600万円のところを1億1,756万3,000円ということで、減額の843万7,000円ということでありまして、それぞれ、国等からの決定とか、工事請負の関係の契約等の状況に応じて、歳入でありますこの地方債についても、それぞれ減額させていただいたという状況であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第49号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志 君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりましたので、これより議案第48号から議案第49号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。細かい方の中身でもいいですか。中身の問題で。ちょっと細くなるのですけれども。

13ページの財産管理費のところですが「補償、補填及び賠償金」の中で、清水高原施設管理損失補償金330万円とありますけれども、これをまた委員会の方でやると思うのですが、委員会が違うものですから、おおまかな内容で、いつ行われたかというのと、どういう条件かというのを、おおまかでいいのですけれども、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対しまして、住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 13ページの目の財産管理費の22の「補償、補填及び賠償金」の関係で330万ということでありまして、清水高原施設管理損失補償金とあります。これについては、1月29日の雨氷の関係でございまして、スカイランドきよみずが2月、3月、もう全く営業ができなかったということでありまして、その分の損失補償ということであります。

これにつきましては、6月の全員協議会のときに、2月、3月の減額というようなことで、それぞれスカイランドきよみずの経営状況につきましてご説明申し上げましたが、そのときの資料によりますと、スカイランドきよみずでその2月、3月の合計で約990万円ぐらいの減額があったというようなことでご報告させていただきました。

今回、この330万円というのがどういう数字かと申しますと、その990万円、2月、3月で全く減額になったわけですが、当初、このスカイランドきよみずの方で、2月、3月も、結局、プラスではなくて、約330万円ぐらいの減額になるであろうというふうな見方で来ておりまして、その330万円と990万円ということで、660万円が実際に減収になったというふうなことでございまして、その660万円を基礎の中で、ではスカイランドと村とどういような格好で負担するのかというふうなことで、最初、スカイランドは全額負担してほしいというふうなことのようなのですけれども、いろいろ



る協議の中で協定とか、あと指定管理者の連絡調整協議会等で協議した中で、スカイランドと村で折半というようなことで、660万円を折半ということで、村で330万円というようなことでどうかというようなことでお話をした中で、協議会の方でもそれでいいというようなことで了解をもらったものですから、今回の補正の中に、一応330万円の補償をするというような内容で提案させていただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） その連絡協議会はいつ行われたか、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） それにつきましては7月29日の日に開催しております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第20、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第47号から議案第49号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 10時54分）

---